

次世代法・女性活躍推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年2月1日 ～ 令和8年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業の取得率を80%以上とし、子育て目的休暇、子供の看護休暇の取得促進を講ずる。

<対策>

- 育児休業を開始日から5日間は有給とし、育児休業の制度について社員へ周知を図る。
- 育児目的休暇制度について社員への周知を図る。
- 子供の看護休暇制度について社員への周知を図る。

目標2：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施し、取得率を60%以上とする。

<対策>

- 取得計画を作成し、促進活動を行う。
- 一人当たり年間5日以上取得できるような環境づくりを実施する。

目標3：所定外労働の削減のための措置を講ずる。

<対策>

- ノー残業デーを導入し、社員へ周知を図る。

目標4：在宅勤務・テレワークを促進する。

<対策>

- 在宅勤務・テレワークの実現のために制度を新設し、実現のために環境を整備する。